

議案第12号

つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成27年つくばみらい市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「つくばみらい市調査委員会」を「つくばみらい市いじめ調査委員会」に改める。

第1条中「(平成25年法律第71号)の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 つくばみらい市いじめ調査委員会

第10条の見出しを「(いじめ調査委員会)」に改め、同条中「つくばみらい市調査委員会」を「つくばみらい市いじめ調査委員会」に改める。

第12条第2項を次のように改める。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

第19条中「いじめ再調査委員会」を「再調査委員会」に改める。

第20条中「いじめ再調査委員会」を「再調査委員会」に改める。

第21条第1項中「いじめ再調査委員会」を「再調査委員会」に、「10人」を「5人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

第21条第3項及び第23条中「いじめ再調査委員会」を「再調査委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

いじめ調査委員会及びいじめ再調査委員会の委員について、より適正な委員で委員会を組織するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会等条例(平成27年つくばみらい市条例第6号)新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会(第2条—第9条)</p> <p>第3章 <u>つくばみらい市いじめ調査委員会</u>(第10条—第18条)</p> <p>第4章 つくばみらい市いじめ再調査委員会(第19条—第23条)</p> <p>附則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号、<u>以下「法」という。</u>)の規定に基づき設置するつくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第3章 つくばみらい市いじめ調査委員会</u> (いじめ調査委員会)</p> <p>第10条 教育委員会は、法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、<u>つくばみらい市いじめ調査委員会</u>(以下「調査委員会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第12条 調査委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 <u>委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育長が委嘱する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会(第2条—第9条)</p> <p>第3章 <u>つくばみらい市調査委員会</u> _____(第10条—第18条)</p> <p>第4章 つくばみらい市いじめ再調査委員会(第19条—第23条)</p> <p>附則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号、<u>_____</u>)の規定に基づき設置するつくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第3章 つくばみらい市調査委員会</u> (調査委員会)</p> <p>第10条 教育委員会は、法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、<u>つくばみらい市調査委員会</u> _____(以下「調査委員会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第12条 調査委員会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u></p>

(いじめ再調査委員会)

第19条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、つくばみらい市いじめ再調査委員会(以下、「再調査委員会」という。)をおくことができる。

(所掌事務)

第20条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する調査の結果について必要な調査を行う。

(組織)

第21条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 再調査委員会の委員は、調査委員会の委員を兼ねることができない。

(準用)

(1) 法律の専門的知識及び経験を有する者

(2) 心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者

(3) 教育委員会事務局の職員

(4) その他学識経験を有する者

(いじめ再調査委員会)

第19条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、つくばみらい市いじめ再調査委員会(以下、「いじめ再調査委員会」という。)をおくことができる。

(所掌事務)

第20条 いじめ再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する調査の結果について必要な調査を行う。

(組織)

第21条 いじめ再調査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、次に掲げるものうちから、市長が委嘱する。

(1) 法律の専門的知識及び経験を有する者

(2) 心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者

(3) 教職員経験者

(4) 警察官経験者

(5) その他学識経験を有する者

3 いじめ再調査委員会の委員は、調査委員会の委員を兼ねることができない。

(準用)

第23条 第14条から第18条までの規定は、再調査委員会 について準用する。この場合において、第17条中「教育委員会教育指導課」とあるのは「総務部総務課」と読み替えるものとする。

第23条 第14条から第18条までの規定は、いじめ再調査委員会 について準用する。この場合において、第17条中「教育委員会教育指導課」とあるのは「総務部総務課」と読み替えるものとする。